

# 平成29年度林業就業支援講習

林業への就業を目指す！

## 20日間コース



林業就業支援講習は、林業への就業を希望する原則45歳未満の方を対象に、座学・実習を行い、林業に就職する為の資格・知識を習得していただく講習です。  
就業相談等も実施し、林業への円滑な就職を支援します。

### オリエンテーション

講習についての説明  
道具の配布



### 林業の基礎知識

東京の森林・林業の現状  
林業の動向等



### 林業関係施設見学

木材搬出現場、  
原木市場、製材所、  
在来工法住宅モデル  
ルームの見学



### 林業体験

座学で学んだ知識の現場  
での活用、下刈り、間  
伐、枝打ち等林内作業の  
体験



### 安全衛生講習

安全作業と関係法令  
普通救命講習



### 刈払機・チェーンソー・

### 小型車両系建設機械(3t未満)資格講習

刈払機取扱者の安全衛生教育、伐木等業務(チェーンソー)の特別教育、  
小型車両系建設機械の運転業務の業務にかかる特別教育(3t未満)の修了証取得

講習期間：平成29年9月27日(水)～10月18日(水)

うち15日間(土日祝日を除く)

募集人員：10名程度(5名未満の場合は、中止することがあります。)

講習場所：(公財)東京都農林水産振興財団 立川庁舎・日の出庁舎ほか

費用：受講料無料(但し、昼食代、集合場所までの交通費等は自己負担)

その他：詳しくは『平成29年度 林業就業支援講習のご案内』をご覧ください。

受講申込みには事前説明会への参加が条件となります。

お問い合わせ先

042-528-0643



東京都林業労働力確保支援センター  
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1  
(公財)東京都農林水産振興財団 <http://www.tokyo-aff.or.jp/>

# 『平成29年度 林業就業支援講習のご案内』

## ◆ 林業就業支援講習とは

林業就業支援講習は、厚生労働省の委託事業として全国森林組合連合会が全国を対象に実施するものです。林業就業支援講習では、原則45歳未満の林業への就業を希望する方を対象に、20日間程度の座学・実習を実施し、林業就業についての十分な情報・認識を得ていただくことにより、林業への円滑な就業を支援するものです。

**本講習は、林業への就業を保証するものではなく、また、当財団では、講習終了後の就職先のあっせん、紹介等を行っておりません。**

**現状では、都内及び近県での林業の求人が極めて少なく、講習後も就業することが難しいことをあらかじめご了承のうえ、本講習にご参加下さい。**

なお、円滑な就業のため、できるだけ就業希望地で講習を受けることをお勧めします。

## ◆ 講習について

### 1. 講習の内容

- (1) 林業就業に係る基本的な知識の講習等
- (2) 安全衛生教育及び作業講習（チェンソー・刈払機等の操作）
- (3) 林業・木材産業等の施設見学
- (4) 林業作業の実地講習
- (5) 就業相談及び生活相談
- (6) 小型車両系建設機械運転業務の講習（3 t 未満）

### 2. 募集人員

10名程度

但し、受講者が5名を下回った場合は、講習を中止することがあります。

### 3. 講習期間

平成29年9月27日（水）から10月18日（水）までの平日15日間を予定しています。

なお、日程は天候等で変更となる場合もあります。（土日祝日はお休みです。）

### 4. 講習場所および講習時間

講習場所は、当財団の立川庁舎及び日の出庁舎、八王子市内の森林を予定しています。

集合場所は、財団・立川庁舎及び日の出庁舎、施設見学の際は、JR青梅線又は五日市線の駅（未定）の集合となる可能性があります。八王子市内で行う実地講習は、財団・立川庁舎に集合、バスで実習場所へ移動します。

財団・立川庁舎には、受講者用の駐車場は用意しておりません。**必ず公共の交通機関を利用してください。**

講習時間は、原則として9時から17時です。

詳しくは初日のオリエンテーションで説明するほか、毎日、次回の集合時間と場所をお知らせします。

## 5. 受講資格

- ・45歳未満（ただし応募の状況により受講可能な場合もあります）。
- ・**講習の全日程に参加が可能**であること。
- ・これまでに林業の就業経験または、本講習と同様の講習を受けたことがないこと。
- ・健康状態等（体力や年齢など）が本講習の受講や集団での森林作業に支障がないこと。
- ・林業への就業を希望していること。
- ・事前の説明会に参加をすること（別添の申込書をFAX又は郵送でお送りください。）

## 6. 受講料

無料。ただし、受講にかかる交通費、食費等は自己負担です。

## 7. 受講申込みと受講者の決定

### (1) 受講申込

受講の申し込みは、8月30日（水）10時から財団・立川庁舎 講堂で行われる事前説明会において本講習の目的と内容をご理解頂いたうえで、その場で申し込みをして下さい。あわせて簡単な面接を行います。（事前説明会に参加できない場合は、講習は受講できませんのでご注意ください。）

### (2) 選考結果

選考の結果は、受講の可否どちらについても9月7日（木）までに届くよう郵便にて発送します。

**9月7日を過ぎても届かない場合は、8日（金）17時までに電話で郵便未着についてお知らせください（期限を過ぎても受講者からのお知らせがない場合は、届いたものとして処理をします）。**

なお、選考の結果及び個々の受講可否の理由については、お答えしておりませんので、あらかじめご承知おきください。

### (3) その他注意事項

受講決定後のキャンセルは、**速やかに連絡**をお願いします。**キャンセルの連絡は必ず書面（郵便又はFAX）**をお願いします。

## 8. 持ち物及び服装

- (1) 受講の際は、昼食、飲み物のほか、実地講習以外では、必ず筆記用具を持参して下さい。（講習場所周辺に飲食店やコンビニ等がない場合もあります。）
- (2) 実地講習には汚れても良い長袖・長ズボンの作業服を用意してください。作業服は、講習初日の説明を聞いてから準備していただいても結構です。なお、ヘルメット、手袋、スパイク付安全地下足袋は支給します。
- (3) 実地講習は雨天でも行うことがあります。雨具（カッパ）を必ず用意してください。

## 9. 受講中の注意

- (1) 講習期間中は、体調管理に留意し、欠席、遅刻、早退がないように十分注意をしてください。  
なお、刈払機（1日）、チェーンソー（2日）の講習は、1日でも欠席（遅刻・早退を含む）をした場合には、その後の講習が受講できなくなりますので、あらかじめご承知おき願います。
- (2) 講習中の安全には十分配慮を行います。受講する皆さんの協力も不可欠です。また、講習中は万一の事故に備えて、各自の責任で健康保険証をお持ちいただくことをお勧めします。

(3) 本人や他の受講生の受講に支障があると判断した場合には、受講をご遠慮頂く場合がありますので、  
ご注意ください。

## 10. その他

### 支援講習受講中の失業等給付認定日の扱いについて

(東京労働局職業安定部職業安定課 確認)

林業就業支援講習は、職業安定所における認定日の変更理由に該当していないため、認定日に失業の確認が出来なければ、その時の失業等給付を受けることができません。

詳しくは、住居地の管轄職業安定所（ハローワーク）に相談をしてください。

ほかご不明な点がありましたら、下記までお問合せください。

#### 【問合せ先】

東京都林業労働力確保支援センター

(公益財団法人 東京都農林水産振興財団)

〒190-0013

東京都立川市富士見町3-8-1

電話 042-528-0643

Fax 042-528-0619

# 平成29年度 林業就業支援講習 事前説明会参加申込書

ふりがな	
氏名	
年齢・性別	才 男 ・ 女
住所	〒
電話番号	事前説明会当日連絡のつく電話番号を記入してください。

## 林業就業支援講習事前説明会

日時：平成29年8月30日（水） 10：00～

場所：（公財）東京都農林水産振興財団 立川庁舎 講堂

**申込み締め切り** : **平成29年8月28日(月)17:00到着分まで**

**FAX送付先** : **042-528-0619**

または

**郵送先**

〒190-0013

東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

東京都林業労働力確保支援センター